

特許権	判決年月日	令和3年6月29日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(ネ)第10024号		

○ 実用に供される工業製品であっても、「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認められる場合には、著作権法2条1項1号の「美術」の著作物として、著作物性を有するが、そのような美的特性を備えていると認められない場合には、著作物性を有することはない。

○ 名称を「グッドコア」とする姿勢保持具については、全体として実用に供される工業製品として把握されるもので、その形状等は、幅広い体型にフィットさせるという目的や、エクササイズやストレッチをする際の補助具としての機能から設定されるものであり、「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認めることはできないとして著作物性を認めなかった事例。

(事件類型) 損害賠償請求等 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 著作権法112条ほか

(原判決) 東京地方裁判所令和元年(ワ)第34531号・令和3年2月17日判決

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が製造、販売する本件商品（姿勢保持具「グッドコア」）は、控訴人が被控訴人と共同開発したもので、控訴人と被控訴人は、本件商品に関し、コミッションの支払等を内容とする本件契約を締結したなどと主張して、①主位的に、(a)コミッションの支払を受ける契約上の権利を有することの確認及び(b)本件契約に基づくコミッションの支払を請求し、本件契約の有効性が認められない場合に予備的に、(c)著作権法112条及び不正競争防止法3条に基づいて被控訴人による本件商品の製造、販売の差止めを請求するとともに、②被控訴人の不法行為（優越的地位の濫用の行為及び無断での商標登録出願等の行為）に基づく損害賠償を請求した事案である。

2 原審（東京地方裁判所令和元年(ワ)第34531号・令和3年2月17日判決）は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、上記1①(c)の請求のうち著作権法112条に基づく部分に関しては、実用上の目的を有する工業製品に属する本件商品において、美術鑑賞の対象となり得るような何らかの創作的工夫がなされているとはいふことはできず、本件商品について、美術の著作物としての著作物性を認めることはできない旨判断した。

3 本判決は、控訴人の請求にはいずれも理由がないとして、控訴を棄却したが、上記1①(c)の請求のうち著作権法112条に基づく部分に関し、概要、次のとおり判断した。

(1) 実用に供される工業製品であっても、「実用的な機能と分離して把握することができる、美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認められる場合には、著作権法2条1項1号の「美術」の著作物として、著作物性を有するものと解されるが、そのような美的特性を備えていると認められない場合には、著作物性を有することはない。実用に供される工業製品は、意匠法によって保護されるものであり、意匠法と著作権法との保護の

要件，期間，態様等の違いを考えると，上記「美的特性」を備えていると認められる場合はともかく，そうでない場合は，著作権法ではなく，もっぱら意匠法の規律に服すると解することが，我が国の知的財産法全体の法体系に照らし相当である。

(2) 本件商品は，全体として実用に供される工業製品として把握されるものであって，その形状等は，幅広い体型にフィットさせるという目的や，エクササイズやストレッチをする際の補助具としての機能から設定されるものである。本件商品が，「実用的な機能と分離して把握することができる，美術鑑賞の対象となる美的特性」を備えていると認めることはできない。